



平成 29 年 6 月 7 日

内閣府（防災担当）

## 「平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成 29 年 3 月 10 日に公布・施行された「平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、6 月 2 日にその一部を改正する政令が閣議決定され、本日（6 月 7 日）公布・施行されました。

この改正は、平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部を震源とする地震による災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定するものです。

### I 激甚災害（局激）の追加指定と適用措置

とうはくぐんほくえいちよう  
鳥取県東伯郡北栄町を対象として、次の措置が適用されます。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条、第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

#### (2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条第1項、第3項、第4項)

公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### II スケジュール

6 月 2 日（金） 閣議決定

6 月 7 日（水） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、南雲

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

## 平成28年等局地激甚災害及び適用措置

自然現象及び 災害期間	対象地区					適用措置		
	都道府 県名	郡名		市町村名		3条 4条	5条	24条
						公共 土木 施設	農地 等	小災 害債
平成26年8月1日から 平成28年7月28日までの地滑り	高知県	吾川郡	あがわぐん	仁淀川町	によどがわちよう		○	○
平成26年8月1日から 平成28年1月20日までの地滑り	高知県	高岡郡	たかおかぐん	津野町	つのちよう		○	○
平成27年9月7日から 平成28年7月11日までの地滑り	静岡県			藤枝市	ふじえだし		○	○
平成27年12月10日から 平成28年9月30日までの地滑り	徳島県	美馬郡	みまぐん	つるぎ町	つるぎちよう		○	○
平成28年4月6日から同月7日までの豪雨	長野県	北安曇郡	きたあずみぐん	小谷村	おたりむら		○	○
	高知県	安芸郡	あきぐん	北川村	きたがわむら		○	○
平成28年6月29日から10月31日までの地滑り	徳島県			三好市	みよしし		○	○
平成28年10月21日の地震（鳥取県中部を震源とする地震）	鳥取県	東伯郡	とうはくぐん	北栄町	ほくえいちよう	○		○

※網掛け部分は平成29年3月10日に公布・施行済み

政令第百五十四号

平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

平成二十六年八月一日から平成二十八年七月二十八日までの間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡仁淀川町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項規定する措置
---	---------------------------

項までに

平成二十八年十月二十一日の地震による災害で、鳥取県東伯郡北栄町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項及び第四項に規定する措置
---	---------------------------------

を  
平成二十六年八月一日から平成二十八年七月二十  
法第五条及び第二十四条第二項から第  
八日までの間の地滑りによる災害で、高知県吾川  
規定する措置  
郡仁淀川町の区域に係るもの

一項、第三

四項までに

に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「(激甚災害及びこれに対し適用すべき措

置の指定)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するため  
の特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第一条第一項及び第四十三条第  
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、

これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>		<p>次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	
<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十八年十月二十一日の地震による災害で、鳥取県東伯郡北栄町の区域に係るもの</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>（新設）</p> <p>平成二十六年八月一日から平成二十八年七月二十八日までの間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡仁淀川町の区域に係るもの</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>（新設）</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>		<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	
<p>（都道府県に係る特例）</p> <p>第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県に於ける激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれない</p>		<p>（新設）</p>	

